

政令第二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成三十年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十二年四月一日とする。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。